

公益財団法人三重県スポーツ協会表彰規程内規

1. 体育功労者

- (1) 現在、当該団体の役職にある者は、推薦並びに審査の対象としない。ただし、顧問、参与並びにこれに準ずる役員にある者は、この限りではない。
- (2) この法人の役員とは、3期以上在職した者を対象とする。
- (3) 加盟団体役員とは、会長、副会長、理事長として10年以上在職した者を対象とする。
- (4) 以上のほか、特に功労の顕著な者。

2. 優秀選手、優秀監督及び優秀チーム

- (1) 全国的レベルのスポーツ大会とは、国民体育大会、全国選手権大会、全国実業団（社会人）選手権大会、全国大学選手権大会、全国高等学校（定時・通信制含む）選手権大会、全国高等学校選抜大会、全国中学校体育大会、全国中学校選抜大会等水準の高い全国大会をいう。
- (2) 国際競技大会とは、オリンピック競技大会、世界選手権大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会、各競技別アジア選手権大会、東アジア競技大会をいう。ただし、親善大会を除く。
また、上記6大会以外の世界的水準の高い国際競技大会にあつては、1～3位入賞者を対象とする。
- (3) 前各号の水準の高い全国大会及び国際競技大会の選考については、強化・普及委員会の審議を経るものとする。

3. 特別優秀選手、特別優秀監督及び特別優秀チーム

- (1) 長期とは、3年連続表彰規程第2条第2号の表彰を受ける者を対象とする。
- (2) 国民体育大会に男10年、女7年以上出場し、その間の成績が過半数入賞した場合を対象とする。
- (3) 上記2-(2)に示した国際競技大会6大会において1位～3位入賞者を対象とする。

4. 表彰の基準となる期間は、表彰前年の1月1日から12月31日の期間とする。

5. 体育功労者、特別優秀選手、特別優秀監督、特別優秀チーム及びスポーツ優良団体の表彰は一度受けた者は除く。

6. 国民体育大会

優秀な成績とは、各種別（種目）において8位以内の入賞をいう。

7. 国民体育大会の表彰は、原則として本大会終了後行う。

8. 表彰規程第2条第3号、及び他に特に優秀な成績をあげた者については、表彰規程第4条により、田村記念賞（元会長 田村正衛社会体育振興基金による記念賞）を加授することができる。

9. 表彰の推薦があつた場合は、強化・普及委員会の審議を経るものとする。

10. 表彰規程第2条第5号に該当するものは代表理事が決定する。
11. 加盟団体長が前項の推薦をする場合は、別に定める日までに、推薦書に関係必要書類を添えて、代表理事あて推薦するものとする。ただし、体育功労者の表彰については、次の各号の書類を添えるものとする。
 - (1) 功労調書
 - (2) 履歴書

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月31日から施行し、平成25年5月31日から適用する。
- 2 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。